

## 「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」の時効撤廃を求める意見書

戦没者の妻への特別給付金の支給を決めた「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」で、本来は特別給付金を受け取ることができる人たちのなかで、国・自治体から通知が届かなかったため請求できず、1963年（昭和38年）以来、この法律にある3年の消滅時効を理由に給付金を受け取れていない人が全国で97,259人、その総額は962億円にも上っている。

2007年（平成19年）3月7日の国会（参議院予算委員会）では、そもそもこの特別給付金制度は、戦没者等の妻が夫を戦争で失ったことによる精神的痛苦に対し、国として慰藉するために支給するとしてつくられたものであると答弁されており、国による実務の不備と時効条項があるため慰藉されない人ができてしまったではすまされない。

また、国がこの受給権者名簿のデータをコンピューターで整理しはじめた際に、実務担当者の手手が足りないことを理由に、申し出があった人だけを登録したため、それまで手書きの名簿に載っていた人でさえも多くの人が漏れてしまっており、国が恩給受給者名簿と戦没者妻の名簿を照らし合わせていればこうしたことが起きなかったと指摘されている。

よって、国及び政府に対し、時効撤廃のために早期に立法措置を講じるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月22日

泉南市議会